

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により北山・十津川森林計画区に係る令和八年四月一日から令和十八年三月三十一日までの地域森林計画をたてたので、その関係図書を奈良県環境森林部森林環境課において閲覧に供します。

令和八年一月十三日

奈良県知事 山下 真